景観形成基準対応表

令和２年10月30日

　　　　　　　　伊豆市建設部都市計画課

＜地上に設置する太陽光発電施設（修善寺温泉・桂谷地区）＞

①景観形成基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 基準 | 対応 |
| 全体 | □主要な通りから視認できる場所、斜面地、尾根線を避けて設置する。やむを得ず設置する場合、高さや規模をできるだけ抑え、太陽電池モジュールの分散配置や設置角度の工夫、植栽などによる遮へい、事業区域内の緑化など、周辺景観への影響を軽減させる措置に努める。 |  |
| 高さ | □平地に設置する太陽電池モジュールの最上部の高さは、周囲の景観から突出せず、周辺の良好な景観を損なわないよう、できるだけ低くする。 |  |
| 意匠・色彩 | □太陽電池モジュールの色彩は、黒色又は、濃紺色もしくは低明度かつ低彩度の目立たない物を使用し、低反射で、模様が目立たない物を使用する。 |  |
| □太陽電池モジュールのフレーム、架台、パワーコンディショナー、フェンスなどの附属施設及び防草シートなどの色彩は、周囲の自然景観と調和したものとする。 |  |

➁景観配慮事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 配慮事項 | 対応 |
| 垣柵等 | □【A,Bゾーン】主要な通りに面して、塀を設置しない。設置する場合は、生垣、板塀とし、ブロック塀を避ける。□【C,Dゾーン】垣柵を設ける場合、生け垣の設置、木材や石材の活用、ネットフェンス前面の植栽、自然物の材質等を模したブロック積みなどが望ましい。 |  |
| 緑化 | □道路などの公共空間に面する場所の緑化に努める。 |  |

注）周辺の土地利用状況、周辺景観の状況等に応じて、より効果的な配慮方法を工夫してください。